

2020/4/9 発信

【新型コロナウイルス感染症対策】緊急事態宣言発令に伴う外出サービスの取扱いについて

訪問系サービス事業者

移動支援サービス事業者 管理者 各位

平素より、お世話になっております。

横浜市健康福祉局障害自立支援課でございます。

ご存知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、4月7日に緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言を受けて発出された神奈川県の方針では「高齢者や障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）に事業継続を要請する」とされています。

つきましては、本市としまして、障害福祉サービス事業所におかれましては感染防止に十分に注意しながら引き続きのサービス提供をお願いいたく存じます。

一方で、神奈川県の方針では「生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する」としています。

よって、外出支援サービスにつきましては、この要請文や現在の社会状況（外出によって感染の危険性が高まること、多くの商業施設等が休業していること等）を利用者の方にご説明いただき、利用者それぞれの事情にご配慮いただいた上で、必要不可欠な外出以外、とりわけ余暇支援の外出につきましては、差し控えや延期等をご提案くださいますようお願いいたします。

なお、利用者の事情等からやむを得ずサービス提供される場合でも、外出距離や外出時間をできるかぎり短縮することを念頭にお話してください。

新型コロナウイルスに関するサービス提供事業所・施設等へのお知らせ（国からの通知、本市からのお知らせ等）は、横浜市ホームページの「事業者向け情報」に随時掲載しています。折に触れてそちらもご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

厳しい状況が続いておりますが、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

横浜市健康福祉局障害自立支援課 TEL 045-671-2402（居宅）

045-671-2401（移動）

FAX 045-671-3566